

令和 3 年度

長久手市決算審査意見書

一 般 会 計

特 別 会 計

基金運用状況

下水道事業会計

長久手市監査委員

総目次

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見……………1

下水道事業会計決算審査意見……………53

一般会計
特別会計
基金運用状況

目 次

第1 審査の対象	3
1 一般会計及び各特別会計	3
2 各基金	3
第2 審査の期間	4
第3 審査の方法	4
第4 審査の結果	4
第5 決算の概要	5
1 決算の規模	5
2 決算収支	7
3 各会計決算収支の推移	8
4 普通会計における各種財政指標の状況	10
5 一般会計(歳入)	15
6 一般会計(歳出)	22
7 特別会計	28
8 財産に関する調書	40
9 基金の運用状況	42
むすび	44

注記

- 1 各数値及び比率は、表示桁数未満を四捨五入しています。
- 2 端数処理の関係上、内訳の計と合計とは一致しない場合があります。
- 3 表中の比較等の用法は、次のとおりです。
 - (1) 「0.0」は、該当数値はあるが、単位未満のものです。
 - (2) 「-」は、算出不能のものまたは該当数値のないものです。
 - (3) 「△」は、負数です。
 - (4) 「皆増」は、前年度に該当数値がなく、全額増加したものです。
 - (5) 「皆減」は、当年度に該当数値がなく、全額減少したものです。
 - (6) 「ポイント」は、増減率%の差です。
- 4 県平均は、「市町村の行財政のあらまし」による令和2年度の指標です。

令和3年度長久手市一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び 基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

1 一般会計及び各特別会計

- (1) 令和3年度長久手市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度長久手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度長久手市土地取得特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度長久手市介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度長久手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度長久手市卯塚墓園事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

2 各基金

- (1) 令和3年度長久手市財政調整基金
- (2) 令和3年度長久手市都市計画施設建設基金
- (3) 令和3年度長久手市減債基金
- (4) 令和3年度長久手市都市緑化基金
- (5) 令和3年度長久手市安心安全対策基金
- (6) 令和3年度長久手市公共施設等整備基金
- (7) 令和3年度長久手市公共施設等管理基金
- (8) 令和3年度長久手市国民健康保険基金
- (9) 令和3年度長久手市土地開発基金
- (10) 令和3年度長久手市卯塚墓園事業基金
- (11) 令和3年度長久手市介護給付費準備基金
- (12) 令和3年度長久手市公共下水道事業基金

第2 審査の期間

令和4年7月5日から7月20日までのうちの9日間

第3 審査の方法

市長から審査に付された令和3年度長久手市一般会計・各特別会計歳入歳出決算書、令和3年度長久手市一般会計・各特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金の運用状況について、関係諸帳票及び関係書類との照合・検査並びに関係職員からの説明聴取、質疑を行い、決算の計数の正確性、収支の合法性、財産の管理は適正にされているか、財政の運営状況は良好であるか、加えて、予算執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているかを主眼として慎重に実施しました。なお、令和3年度実施した例月出納検査及び定期監査の結果も参考にしました。

第4 審査の結果

審査に付された令和3年度長久手市一般会計・各特別会計歳入歳出決算書、令和3年度長久手市一般会計・各特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であることを認めました。また、決算の内容及び予算の執行状況、財産の管理、その他事務処理についても概ね適正であり、適切な運営がなされていると認めました。なお、各会計における決算の概要と意見については、次に述べるとおりです。

第5 決算の概要

1 決算の規模

令和3年度における一般会計及び各特別会計の全会計決算総額は、予算現額 34,018,170,330 円に対し、歳入決算額 32,592,139,998 円、歳出決算額 30,996,319,041 円で、予算現額に対する収入率は 95.8%、執行率は 91.1%となっています。

なお、会計別の歳入歳出決算額の内訳は、次表のとおりです。

一般会計及び各特別会計の決算内訳

単位：円

会計	区分	予 算 現 額	歳 入		歳 出	
			収 入 済 額	収 入 率	支 出 済 額	執 行 率
	一般会計 及び 特別会計 決算総額	34,018,170,330	32,592,139,998	95.8%	30,996,319,041	91.1%
内 訳	一般会計 決算額	24,710,835,157	23,434,448,728	94.8%	22,130,371,625	89.6%
	国民健康 保険特別 会計 決算額	3,825,016,000	3,930,509,085	102.8%	3,791,126,388	99.1%
	土地取得 特別会計 決算額	300,770,173	1,503,649	0.5%	1,366,716	0.5%
	介護保険 特別会計 決算額	2,803,678,000	2,819,739,203	100.6%	2,749,677,040	98.1%
	後期高齢 者医療特 別会計 決算額	1,074,789,000	1,050,468,291	97.7%	1,044,727,471	97.2%
	卯塚墓園 事業特別 会計 決算額	147,201,000	146,913,452	99.8%	143,787,535	97.7%
	公園西駅 周辺土地 区画整理 事業特別 会計 決算額	1,155,881,000	1,208,557,590	104.6%	1,135,262,266	98.2%

2 決算収支

令和3年度の全会計の合計の形式収支（歳入歳出差引額）は、1,595,820,957円の黒字となっており、この額から翌年度へ繰り越すべき財源152,114,792円を差し引いた実質収支も1,443,706,165円の黒字となっています。

また、当該年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、871,390,272円の黒字となっています。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の内訳は、一般会計において、繰越明許費繰越額が152,114,000円、継続費通次繰越額が792円となっています。

一般会計及び各特別会計決算収支の対前年度比較

単位：円

年度 区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
歳入総額	32,592,139,998	36,619,562,381	△4,027,422,383	△11.0%
歳出総額	30,996,319,041	35,874,264,158	△4,877,945,117	△13.6%
形式収支 (歳入歳出 差引額)	1,595,820,957	745,298,223	850,522,734	
翌年度へ繰り 越すべき財源	152,114,792	172,982,330	△20,867,538	
実質収支	1,443,706,165	572,315,893	871,390,272	
単年度収支	871,390,272	△49,591,828	920,982,100	

3 各会計決算収支の推移

最近3か年の一般会計決算収支の状況

単位：円

区分 \ 年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
予算現額 A	24,710,835,157	28,811,253,114	22,818,501,993
歳入決算額 B	23,434,448,728	27,920,042,506	21,013,209,654
歳出決算額 C	22,130,371,625	27,390,461,162	20,334,570,001
形式収支額(B - C) D	1,304,077,103	529,581,344	678,639,653
翌年度へ繰り越す べき財源 E	152,114,792	172,616,157	309,243,114
実質収支額(D - E) F	1,151,962,311	356,965,187	369,396,539
前年度実質 収支額 G	356,965,187	369,396,539	528,257,727
単年度収支額(F - G) H	794,997,124	△12,431,352	△158,861,188

※「翌年度へ繰り越すべき財源」は、翌年度への繰越事業費から未収入特定財源を差し引いた金額となります。

※各特別会計の令和3年度の状況は、次表のとおりです。

令和3年度決算各特別会計の状況

単位：円

区分 会計	国民健康保険 特別会計	土地取得 特別会計	介護保険 特別会計	後期高齢者 医療特別会計	卯塚墓園事業 特別会計	公園西駅周辺 地区画 整理事業 特別会計
A 予算現額	3,825,016,000	300,770,173	2,803,678,000	1,074,789,000	147,201,000	1,155,881,000
B 歳入決算額	3,930,509,085	1,503,649	2,819,739,203	1,050,468,291	146,913,452	1,208,557,590
C 歳出決算額	3,791,126,388	1,366,716	2,749,677,040	1,044,727,471	143,787,535	1,135,262,266
D 形式収支額 (B-C)	139,382,697	136,933	70,062,163	5,740,820	3,125,917	73,295,324
E 翌年度へ 繰り越すべき 財源	0	0	0	0	0	0
F 実質収支額 (D-E)	139,382,697	136,933	70,062,163	5,740,820	3,125,917	73,295,324
G 前年度 実質収支額	101,379,713	0	132,104,782	5,777,047	19,730,804	△ 43,641,640
H 単年度収支額 (F-G)	38,002,984	136,933	△ 62,042,619	△ 36,227	△ 16,604,887	116,936,964

4 普通会計における各種財政指標の状況

本市の財政状況を知るための、令和3年度の決算に係る主な財政指標の数値は、次のとおりです。なお、この数値は、国が普通会計について毎年度実施する「地方財政状況調査（決算統計）」に基づくもので、一般会計の数値とは異なります（本市では、一般会計、土地取得特別会計、卯塚墓園事業特別会計及び公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計の一部をまとめたものが普通会計となります。）。

(1) 財政力指数

これは、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値であり、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い地方公共団体ということになり、単年度数値が1以上の団体は、その年度の普通交付税の不交付団体となります。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により税収が大きく減少するとの試算から単年度財政力指数は0.99となり、普通交付税の交付団体となっています。

最近3か年の財政力指数の状況

単位：千円

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
基準財政需要額 A	9,693,201	8,981,508	8,430,343
基準財政収入額 B	9,588,128	9,749,904	9,290,589
単年度数値 B/A	0.99	1.09	1.10
財政力指数(3か年平均)	1.06	1.09	1.09

※参考 令和2年度愛知県内の市町村平均 1.00（単年度）

(2) 経常収支比率

これは、地方税、地方譲与税等の毎年度継続的に収入される経常一般財源が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等の毎年度継続して固定的に支出される経常経費に充当されているかを見る数値で、この比率が低いほど住民ニーズに対応する余力が多いことを表しています。

令和3年度の経常収支比率は91.7%であり、前年度と比較して0.7ポイント高くなっています。

最近3か年の経常収支比率の状況

単位：千円

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
経常一般財源額 A	13,036,981	12,776,542	12,526,818
減収補てん債発行額 B	0	0	0
臨時財政対策債発行額 C	0	0	0
臨時財政対策債発行可能額	6,444	0	0
経常経費充当一般財源 D	11,958,032	11,630,643	11,177,298
経常収支比率 $D / (A + B + C) \times 100$	91.7%	91.0%	89.2%

※参考 令和2年度愛知県内の市町村平均 91.6%

(3) 実質収支比率

これは、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示されます。地方公共団体は営利団体ではないため、黒字額が多ければよいというわけではなく、概ね3%から5%までの程度が望ましい水準とされています。

令和3年度の実質収支比率は9.2%であり、前年度と比較して6.2ポイント高くなっていますが、主な理由としては、令和3年度に概算で交付された国庫支出金の精算に伴う返還を令和4年度に行うため、返還金の実質収支に含まれているためです。

最近3か年の実質収支比率の状況

単位：千円

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
標準財政規模 A	12,560,758	12,660,447	12,125,363
実質収支 B	1,155,224	376,696	371,666
実質収支比率 $B/A \times 100$	9.2%	3.0%	3.1%

※参考 令和2年度愛知県内の市町村平均 4.9%

(4) 市債現在高及び実質公債費比率

ア 市債現在高

令和 3 年度末の一般会計市債現在高は、9,184,102 千円で前年度末と比較して 218,010 千円 ($\Delta 2.3\%$) 減少しています。市民 1 人当たりの市債現在高は 152 千円 (令和 4 年 1 月 1 日の人口 (住民基本台帳年報数値) 60,517 人で算定) です。前年度と比較し、人口は 334 人増加し、1 人当たりの市債現在高は 4 千円の減額となっています。令和 3 年度は、南小学校大規模改修事業債 87,600 千円、下川原下山 1 号線整備事業債 76,600 千円等、合計 413,700 千円を借り入れ、公債費としては元金を 631,710 千円償還しています。

卯塚墓園事業特別会計においては、新しい市債を起こさず、公債費として元金を 71,198 千円償還しています。市債現在高は 1,051,577 千円で、前年度末と比較して 71,197 千円 ($\Delta 6.3\%$) 減少しています。

公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計においては、新しい市債を起こさず、公債費として元金を 598,799 千円償還しています。市債現在高は 1,198,284 千円となり、前年度末と比較して 598,798 千円 ($\Delta 33.3\%$) 減少しています。

イ 実質公債費比率

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額 (普通交付税が措置されるものを除く。) に充当されたものの占める割合です。通常、3 か年平均値を使用します。

健全化判断比率 (実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率) のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を、財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定める必要があり、実質公債費比率の早期健全化基準は 25% 以上、財政再生基準は 35% 以上です。

本市の令和 3 年度の実質公債費比率は $\Delta 0.7\%$ で基準内であり、前年

度と比較して 1.0 ポイント高くなっていますが、財政構造の健全性は保たれていると認められます。

最近 3 か年の一般会計及び特別会計の市債現在高及び実質公債費比率の状況

単位：千円

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
一 般 会 計	9,184,102	9,402,112	8,633,425
卯 塚 墓 園 事 業 特 別 会 計	1,051,577	1,122,774	1,193,671
公 園 西 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	1,198,284	1,797,082	2,261,154
市債の合計	11,433,963	12,321,968	12,088,250
実質公債費比率（3 か年平均値）	△0.7%	△1.7%	△1.7%

【計算式】

$$\text{実質公債費比率（単年度分）} = \{ (A + B) - (C + D) \} \div (E - D) \times 100$$

A：市債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く。）

B：市債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源

D：市債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模

5 一般会計（歳入）

(1) 一般会計歳入

一般会計の歳入決算額は、次表のとおりです。収入済額23,434,448,728円で、前年度の収入済額との比較では、4,485,593,778円（△16.1%）の減少となりました。また、調定額から収入済額を差し引いた91,707,983円から、さらに不納欠損額10,214,165円を控除した81,493,818円が収入未済額となります。

一般会計歳入決算額の状況

単位：円

区 分	令和3年度	令和2年度	増減	増減率	
予 算 現 額	24,710,835,157	28,811,253,114	△4,100,417,957	△14.2%	
調定額	23,526,156,711	28,037,557,126	△4,511,400,415	△16.1%	
収 入 済 額	23,434,448,728	27,920,042,506	△4,485,593,778	△16.1%	
収 入 率	対 予 算	94.8%	96.9%	△2.1ポイント	—
	対 調 定	99.6%	99.6%	0.0ポイント	—
不 納 欠 損 額	10,214,165	12,419,127	△2,204,962	△17.8%	
収 入 未 済 額	81,493,818	105,095,493	△23,601,675	△22.5%	

(2) 一般会計款別歳入

各款別歳入決算額の対前年度比較は、次表（P17）のとおりです。

また、各款別歳入決算額の対前年度比較の主な増減理由は、P18の表のとおりです。

前年度と比較して決算額が大きく増加したものは、18款繰入金、16款財産収入、10款地方交付税などです。繰入金は、主に、財政調整基金繰入金の増加によるものです。

また、決算額が減少したものは14款国庫支出金、21款市債、19款繰越金などです。国庫支出金は、主に、特別定額給付金事業費補助金の皆減によるものです。

各款別歳入決算額の対前年度比較

単位：円、%

款	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	増減額	増減率
1 市税	11,652,047,839	49.7	11,798,074,069	42.3	△ 146,026,230	△ 1.2
2 地方譲与税	132,834,000	0.6	129,084,000	0.5	3,750,000	2.9
3 利子割交付金	7,993,000	0.0	12,155,000	0.0	△ 4,162,000	△ 34.2
4 配当割交付金	98,375,000	0.4	71,265,000	0.3	27,110,000	38.0
5 株式等譲渡所得割交付金	112,749,000	0.5	67,625,000	0.2	45,124,000	66.7
6 法人事業税交付金	95,811,000	0.4	37,142,000	0.1	58,669,000	158.0
7 地方消費税交付金	1,380,803,000	5.9	1,253,925,000	4.5	126,878,000	10.1
8 環境性能割交付金	24,554,996	0.1	25,162,085	0.1	△ 607,089	△ 2.4
9 地方特例交付金	176,592,000	0.8	93,267,000	0.3	83,325,000	89.3
10 地方交付税	195,527,000	0.8	23,005,000	0.1	172,522,000	749.9
11 交通安全対策特別交付金	8,749,000	0.0	9,328,000	0.0	△ 579,000	△ 6.2
12 分担金及び負担金	165,111,916	0.7	147,414,560	0.5	17,697,356	12.0
13 使用料及び手数料	180,632,750	0.8	145,973,792	0.5	34,658,958	23.7
14 国庫支出金	5,003,489,980	21.4	9,466,737,114	33.9	△ 4,463,247,134	△ 47.1
15 県支出金	1,354,954,269	5.8	1,424,860,267	5.1	△ 69,905,998	△ 4.9
16 財産収入	205,596,630	0.9	9,421,252	0.0	196,175,378	2,082.3
17 寄附金	169,856,613	0.7	42,918,384	0.2	126,938,229	295.8
18 繰入金	768,334,273	3.3	498,584,394	1.8	269,749,879	54.1
19 繰越金	529,581,344	2.3	678,639,653	2.4	△ 149,058,309	△ 22.0
20 諸収入	757,155,118	3.2	709,660,936	2.5	47,494,182	6.7
21 市債	413,700,000	1.8	1,275,800,000	4.6	△ 862,100,000	△ 67.6
歳入合計	23,434,448,728	100.0	27,920,042,506	100.0	△ 4,485,593,778	△ 16.1

各款別歳入決算額の対前年度比較の主な増減理由

単位：千円、%

款	年度	令和3年度		令和2年度		増減額	増減率	主な増減理由
		768,334	498,584	269,750	54.1			
18 繰入金								R2決算額→R3決算額（差引増減額） 財政調整基金繰入金：150,000千円→465,830千円（+315,830千円） 公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計繰入金：0千円→221,661千円（+221,661千円）
増 加								
16 財産収入		205,597	9,421	196,176	2,082.3			土地及び建物売払収入（財政課所管普通財産）：0千円→194,619千円（+194,619千円）
10 地方交付税		195,527	23,005	172,522	749.9			普通交付税：0千円→105,073千円（+105,073千円） 特別交付税：23,005千円→90,454千円（+67,449千円）
14 国庫支出金		5,003,490	9,466,737	△ 4,463,247	△ 47.1			特別定額給付金事業費補助金：5,964,000千円→0千円（△5,964,000千円） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金：379,494千円→194,832千円（△184,662千円） 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金：0千円→1,120,511千円（+1,120,511千円） 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等分）：0千円→350,000千円（+350,000千円）
減 少								
21 市債		413,700	1,275,800	△ 862,100	△ 67.6			上郷保育園等整備事業債：676,300千円→0千円（△676,300千円） 小中学校情報通信整備費事業債：114,100千円→0千円（△114,100千円） リニモテラス整備事業債：106,400千円→0千円（△106,400千円） 南中学校増築事業債：87,800千円→0千円（△87,800千円）
19 繰越金		529,581	678,640	△ 149,059	△ 22.0			繰越明許費繰越金：154,859千円→172,616千円（+17,757千円） 継続費通次繰越金：103,436千円→0千円（△103,436千円） 事故繰越繰越金：50,948千円→0千円（△50,948千円） 前年度繰越金：369,396千円→356,965千円（△12,431千円）

(3) 市税

市税は、歳入の根幹を成すものであり、歳入全体の49.7%を占め、その収入状況は、直接行政運営に影響を与えるものです。

収入済額は11,652,047,839円で、前年度と比較して146,026,230円(△1.2%)減少しています。主に、固定資産税、個人市民税及び法人市民税の減少によるものです。

また、徴収率は、99.3%で前年度と比較して(0.2%)増加となっており、収入未済額は76,701,613円で前年度と比較して19,613,520円減少しています。

最近3か年の市税の状況

単位：円

区分 \ 年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
調 定 額	11,737,827,458	11,905,136,770	11,674,585,377
収 入 済 額	11,652,047,839	11,798,074,069	11,564,704,725
不 納 欠 損 額	9,078,006	10,747,568	4,891,813
収 入 未 済 額	76,701,613	96,315,133	104,988,839
徴 収 率	99.3%	99.1%	99.1%

市税の税目別収入の対前年度比較

単位：円

区分	年度	令和3年度		令和2年度		増減額
		収入済額	徴収率	収入済額	徴収率	
市民税	個人	5,064,009,287	99.0%	5,095,905,029	98.9%	△31,895,742
	法人	487,037,400	99.3%	502,399,806	97.0%	△15,362,406
固定資産税		4,892,401,054	99.5%	5,004,882,632	99.4%	△112,481,578
軽自動車税		89,194,478	98.1%	83,143,759	97.9%	6,050,719
市たばこ税		297,141,015	100.0%	279,948,501	100.0%	17,192,514
都市計画税		822,264,605	99.5%	831,794,342	99.4%	△9,529,737
合計		11,652,047,839	99.3%	11,798,074,069	99.1%	△146,026,230

(4) 市税以外の収入未済額

主なものとしては、民生雑入、弁償金で発生しています。

市税以外の収入未済額のうち 1 事業 500 千円以上のもの

単位：円

事業名	令和 3 年度 収入未済額	令和 2 年度 収入未済額	増減額
民生雑入 生活保護費返還金等	3,314,838	4,489,790	△1,174,952
弁償金 道路施設修繕費原因 者負担金	661,200	661,200	0

(5) 歳入のまとめ

収入未済額の縮減と徴収率の向上に向けて、滞納者への対応、徴収方法などについて努力されていますが、徴収体制を強化するなど引き続き努力するとともに、滞納者の経済状況等を精査し、適切な滞納整理を実施してください。

6 一般会計（歳出）

(1) 一般会計歳出

一般会計の歳出決算額は、次表のとおりです。予算現額24,710,835,157円に対し支出済額は22,130,371,625円で翌年度へ1,404,159,929円を繰越し、不用額は1,176,303,603円となっています。

予算執行率は89.6%で前年度と比較して5.5ポイント低くなっています。

一般会計歳出決算額の状況

単位：円

区 分	令和3年度	令和2年度	増減	増減率
予算現額	24,710,835,157	28,811,253,114	△4,100,417,957	△14.2%
支出済額	22,130,371,625	27,390,461,162	△5,260,089,537	△19.2%
翌年度繰越額	1,404,159,929	449,637,157	954,522,772	212.3%
不用額	1,176,303,603	971,154,795	205,148,808	21.1%
予算執行率	89.6%	95.1%	△5.5ポイント	—

(2) 一般会計款別歳出

各款別歳出決算額の対前年度比較は、次表（P24）のとおりです。

また、各款別歳出決算額の対前年度比較の主な増減理由は、P25の表のとおりです。

執行率が高い款は、8款消防費 98.7%、11款公債費 98.0%、1款議会費 97.7%となっています。

一方、執行率が低い款は、9款教育費 73.3%、5款農林水産業費 87.2%、3款民生費 90.6%となっています。

次に、前年度と比較して決算額が大きく増加したものは、3款民生費、4款衛生費、11款公債費などです。決算額が大きく増加した主な理由は、民生費では、子育て世帯臨時特別給付金が皆増したこと、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託が皆増したことなどによるものです。

また、決算額が減少したものは、2款総務費、9款教育費、6款商工費です。総務費では、特別定額給付金が皆減したこと、教育費では、南中学校校舎増築工事が皆減したことなどによるものです。

各款別歳出決算額の対前年度比較

単位：円、%

年度 款	令和3年度						令和2年度						増減額	増減率
	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率	構成比	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率	構成比		
1 議会費	205,423,000	200,652,351	0	4,770,649	97.7	0.9	202,900,000	198,361,001	0	4,538,999	97.8	0.7	2,291,350	1.2
2 総務費	3,574,443,000	3,442,833,404	16,588,000	115,021,596	96.3	15.6	9,443,731,000	9,331,168,392	9,020,000	103,542,608	98.8	34.1	△ 5,888,334,988	△ 63.1
3 民生費	10,810,839,326	9,792,247,689	516,832,137	501,759,500	90.6	44.2	9,616,144,714	9,118,801,155	27,332,326	470,011,233	94.8	33.3	673,446,534	7.4
4 衛生費	2,148,211,332	1,996,082,856	15,261,000	136,867,476	92.9	9.0	1,565,549,900	1,514,017,742	15,440,000	36,092,158	96.7	5.5	482,065,114	31.8
5 農林水産業費	287,022,000	250,368,710	0	36,653,290	87.2	1.1	417,940,000	376,361,323	7,635,000	33,943,677	90.1	1.4	△ 125,992,613	△ 33.5
6 商工費	147,540,000	138,521,904	0	9,018,096	93.9	0.6	282,054,622	279,304,999	0	2,749,623	99.0	1.0	△ 140,783,095	△ 50.4
7 土木費	2,000,766,831	1,934,016,780	15,909,000	50,841,051	96.7	8.7	2,163,297,600	1,987,244,428	120,160,831	55,892,341	91.9	7.3	△ 53,227,648	△ 2.7
8 消防費	664,843,000	656,172,314	0	8,670,686	98.7	3.0	690,897,000	686,998,608	0	3,898,392	99.4	2.5	△ 30,826,294	△ 4.5
9 教育費	4,148,152,000	3,041,002,785	839,569,792	267,579,423	73.3	13.7	3,840,812,000	3,340,954,392	270,049,000	229,808,608	87.0	12.2	△ 299,951,607	△ 9.0
10 災害復旧費	2,436,000	0	0	2,436,000	0.0	0.0	3,598,000	1,980,000	0	1,618,000	55.0	0.0	△ 1,980,000	△ 100.0
11 公債費	692,024,000	678,472,832	0	13,551,168	98.0	3.1	557,270,000	555,269,122	0	2,000,878	99.6	2.0	123,203,710	22.2
12 予備費	29,134,668	0	0	29,134,668	0.0	0.0	27,058,278	0	0	27,058,278	0.0	0.0	0	—
合計	24,710,835,157	22,130,371,625	1,404,159,929	1,176,303,603	89.6	100.0	28,811,253,114	27,390,461,162	449,637,157	971,154,795	95.1	100.0	△ 5,260,089,537	△ 19.2

各款別歳出決算額の対前年度比較の主な増減理由

単位：千円、%

年度 款	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	主な増減理由
3 民生費	9,792,248	9,118,801	673,447	7.4	R2決算額→R3決算額（差引増減額） 子育て世帯臨時特別給付金：0千円→1,028,354千円（+1,028,354千円） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金：0千円→285,700千円（+285,700千円）
	4 衛生費	1,996,083	1,514,018	482,065	31.8
11 公債費	678,473	555,269	123,204	22.2	長期債元金償還金：507,114千円→631,710千円（+124,596千円） 長期債利子償還金：48,155千円→46,763千円（△1,392千円）
2 総務費	3,442,833	9,331,168	△5,888,335	△63.1	特別定額給付金：5,964,300千円→0千円（△5,964,300千円） 財政調整基金積立金：439,502千円→187,801千円（△251,701千円）
9 教育費	3,041,003	3,340,954	△299,951	△9.0	南中学校校舎増築工事：203,770千円→0千円（△203,770千円） 新型コロナウイルス感染症対策図書館システムIC導入作業委託：54,890千円→0千円（△54,890千円）
6 商工費	138,522	279,305	△140,783	△50.4	新型コロナウイルス感染症対策協力金：131,450千円→0千円（△131,450千円） 新型コロナウイルス感染症対策中小企業経営改善等補助金：30,261千円→10,898千円（△19,363千円）
増 加					
減 少					

(3) 歳出のまとめ

主な不用額とその理由(節で執行率が80%未満でかつ不用額が10,000千円以上のもの)の状況は次表のとおりです。

予算現額に対する執行率は89.6%で前年度と比較して5.5ポイント低くなっています。また、不用額は1,176,303,603円発生しており前年度と比較して205,148,808円増加しています。

予算計上に当たっては、しっかりとした見積りを行うとともに、予算執行において所期の目的を達成した事業については、今後、極力減額補正を行い、不用額の減少と財源の有効活用に努めてください。

主な不用額とその理由

節で執行率が80%未満でかつ不用額が10,000,000円以上のもの（翌年度繰越額のある節、人件費、災害救助費、予備費を除く。）

単位：円、%

款	項	目	節	予算現額	支出済額	不用額	執行率	不用額となった理由
2 総務費	2 徴税費	2 賦課徴税費	22 償還金、 利子及び 割引料	80,500,000	56,404,625	24,095,375	70.1	不測の高額還付や過去の実績により見込んでいた市県民税、法人市県民税等の歳出還付額が予想より少なかったため。
	3 戸籍住民基 本台帳費	1 戸籍住民基 本台帳費	18 負担金、 補助及び 交付金	33,530,000	21,937,900	11,592,100	65.4	個人番号カード関連事務委託交付金額の確定時期が遅く、補正時期に間に合わなかったため。
3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総 務費	19 扶助費	23,994,000	10,378,333	13,615,667	43.3	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度の変更及び延長に伴い対象者が増加したため補正で増額したものの、想定よりも申請者が伸びなかったため。
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総 務費	18 負担金、 補助及び 交付金	100,726,537	57,986,256	42,740,281	57.6	公立陶生病院組合負担金額の確定時期が遅く、補正時期に間に合わなかったため。
5 農林水産業 費	1 農業費	4 農地費	16 公有財産購 入費	20,000,000	2,021,156	17,978,844	10.1	県が設計した既設用水路の付け替え計画に変更があり、用地買収が必要な面積が縮小したことに加え、一部用地の買収を行う年度が変更になったため。
11 公債費	1 公債費	2 利子	22 償還金、 利子及び 割引料	60,313,000	46,762,622	13,550,378	77.5	新規地方債の借入利率が予算計上額を大きく下回ったため。

7 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計

ア 歳入歳出

本会計の歳入歳出予算現額は、それぞれ 3,825,016,000 円で、歳入決算額 3,930,509,085 円、歳出決算額 3,791,126,388 円であり、歳入歳出差引額は 139,382,697 円となっています。

歳入では前年度と比較して 96,516,218 円（2.5%）の増加で、内訳の主なものは、県支出金、財産収入の増加及び繰入金、繰越金の減少です。

歳出では前年度と比較して 58,513,234 円（1.6%）の増加で、内訳の主なものは、保険給付費、保健事業費の増加及び基金積立金、国民健康保険事業費納付金の減少です。

なお、歳入歳出決算の状況を前年度と比較すると次表のとおりです。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算額の対前年度比較

単位：円

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
予算現額	3,825,016,000	3,823,098,000	1,918,000	0.1%
歳入決算額	3,930,509,085	3,833,992,867	96,516,218	2.5%
歳出決算額	3,791,126,388	3,732,613,154	58,513,234	1.6%
歳入歳出 差引額	139,382,697	101,379,713	38,002,984	

イ 国民健康保険特別会計の歳入

本会計の主たる財源は、県支出金 2,567,598,910 円（歳入決算額の 65.3%）、国民健康保険税 935,086,411 円（歳入決算額の 23.8%）及び繰入金 317,057,000 円（歳入決算額の 8.1%）です。

国民健康保険税は、前年度と比較して調定額では 2,781,330 円（0.3%）の増加、収入済額では 5,226,309 円（△0.6%）の減少となっています。徴収率は 93.1%であり、前年度と比較して 0.8 ポイント低

くなり、収入未済額は前年度と比較して 8,881,336 円（15.6%）増加しました。

また、年度末の被保険者数は、前年度と比較して 185 人減少しました。

なお、最近 3 か年の国民健康保険税の状況については、次表のとおりです。

最近 3 か年の国民健康保険税の状況

単位：円

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
調 定 額	1,004,408,935	1,001,627,605	963,474,350
収 入 済 額	935,086,411	940,312,720	893,183,645
不 納 欠 損 額	3,688,853	4,562,550	2,842,800
収 入 未 済 額	65,633,671	56,752,335	67,447,905
徴 収 率	93.1%	93.9%	92.7%
年度末の被保険者数	8,533 人	8,718 人	8,754 人

ウ 国民健康保険特別会計の歳出

本会計の主たる歳出は、保険給付費 2,464,539,212 円（歳出決算額の 65.0%）、国民健康保険事業費納付金 1,242,853,380 円（歳出決算額の 32.8%）で全体の 97.8%を占めています。

なお、保険給付費等の状況は、次表のとおりです。

保険給付費等の対前年度比較

単位：円

区 分		令和 3 年度	令和 2 年度	増減額	増減率
保険給付費	療 養 諸 費	2,169,610,102	2,049,433,409	120,176,693	5.9%
	高 額 療 養 費	275,690,134	246,976,217	28,713,917	11.6%
	その他の給付費	19,238,976	12,795,397	6,443,579	50.4%
	計	2,464,539,212	2,309,205,023	155,334,189	6.7%
国民健康保険事業費 納付金 A		1,242,853,380	1,285,679,282	△ 42,825,902	△ 3.3%
国民健康保険税 B		935,086,411	940,312,720	△ 5,226,309	△ 0.6%
税の割合 B/A×100		75.2%	73.1%		

エ 国民健康保険特別会計のまとめ

国民健康保険税の徴収については、前年度と比較して、徴収率は下がり、収入未済額は増加しました。収入未済額の縮減と徴収率向上に向けて努力するとともに、滞納者の経済状況等を精査し、適切な滞納整理を実施してください。

(2) 土地取得特別会計

本会計の歳入歳出予算現額は、それぞれ 300,770,173 円で、歳入決算額は 1,503,649 円、歳出決算額は 1,366,716 円であり、歳入歳出差引額は 136,933 円となっています。

歳出決算額の内訳は、公共用地先行取得等に 1,108,289 円、土地開発基金利子積立金に 258,427 円支出しています。

なお、歳入歳出決算の状況を前年度と比較すると次表のとおりです。

土地取得特別会計歳入歳出決算額の対前年度比較

単位：円

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減額	増減率
予 算 現 額	300,770,173	300,459,000	311,173	0.1%
歳 入 決 算 額	1,503,649	150,173,557	△ 148,669,908	△ 99.0%
歳 出 決 算 額	1,366,716	149,807,384	△ 148,440,668	△ 99.1%
歳 入 歳 出 差 引 額	136,933	366,173	△ 229,240	

(3) 介護保険特別会計

ア 歳入歳出

本会計の歳入歳出予算現額は、それぞれ 2,803,678,000 円で、歳入決算額 2,819,739,203 円、歳出決算額 2,749,677,040 円であり、歳入歳出差引額は 70,062,163 円となっています。

なお、歳入歳出決算の状況を前年度と比較すると次表のとおりです。

介護保険特別会計歳入歳出決算額の対前年度比較

単位：円

年 度 区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減額	増減率
予 算 現 額	2,803,678,000	2,761,297,000	42,381,000	1.5%
歳 入 決 算 額	2,819,739,203	2,731,345,328	88,393,875	3.2%
歳 出 決 算 額	2,749,677,040	2,599,240,546	150,436,494	5.8%
歳 入 歳 出 差 引 額	70,062,163	132,104,782	△62,042,619	

イ 決算額

本会計の主たる財源は、介護保険料 732,087,094 円（歳入決算額の 26.0%）、支払基金交付金 688,389,000 円（歳入決算額の 24.4%）、国庫支出金 507,935,906 円（歳入決算額の 18.0%）、繰入金 406,461,000 円（歳入決算額の 14.4%）の順となっています。

本会計の主な歳出は、介護保険給付費 2,421,955,555 円で、全体の 88.1%を占めています。

介護保険給付費の状況

単位：円

区 分 \ 年 度		令和 3 年度	令和 2 年度	増減	増減率
歳出決算額		2,749,677,040	2,599,240,546	150,436,494	5.8%
介護保険給付費		2,421,955,555	2,254,865,547	167,090,008	7.4%
受給者数	居宅介護サービス	11,751 人	11,103 人	648 人	5.8%
	地域密着型サービス	1,930 人	1,881 人	49 人	2.6%
	施設介護サービス	1,426 人	1,406 人	20 人	1.4%

※受給者数については、各年度における延べ人数です。

ウ 介護保険料

介護保険料は予算現額 705,071,000 円で、調定額 737,159,500 円に対する収入済額は 732,087,094 円となっています。

また、徴収率は 99.3% で前年度と比較して 0.2 ポイント高くなり、収入未済額は 1,162,294 円減少しました。

なお、過去 3 か年の介護保険料の状況は、次表のとおりです。

最近 3 か年の介護保険料の状況

単位：円

区 分 \ 年 度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
予 算 現 額	705,071,000	719,194,000	708,242,000
調 定 額	737,159,500	729,946,200	724,197,200
収 入 済 額	732,087,094	723,250,200	716,345,000
不 納 欠 損 額	1,251,100	1,712,400	2,413,300
収 入 未 済 額	3,821,306	4,983,600	5,438,900
徴 収 率	99.3%	99.1%	98.9%
年度末の第 1 号 被 保 険 者 数	10,173 人	9,963 人	9,731 人

エ 介護保険特別会計のまとめ

介護保険料の徴収については、前年度と比較して、徴収率は上がり、収入未済額は減少しました。引き続き収入未済額の縮減と徴収率の向上に向けて努力するとともに、滞納者の経済状況等を精査し、適切な滞納整理を実施してください。

(4) 後期高齢者医療特別会計

ア 歳入歳出

本会計の歳入歳出予算現額は、それぞれ 1,074,789,000 円で、歳入決算額 1,050,468,291 円、歳出決算額 1,044,727,471 円であり、歳入歳出差引額は 5,740,820 円となっています。

なお、歳入歳出決算の状況を前年度と比較すると次表のとおりです。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額の対前年度比較

単位：円

区 分 \ 年 度	令和 3 年度	令和 2 年度	増減額	増減率
予 算 現 額	1,074,789,000	1,042,117,000	32,672,000	3.1%
歳 入 決 算 額	1,050,468,291	1,036,977,929	13,490,362	1.3%
歳 出 決 算 額	1,044,727,471	1,031,200,882	13,526,589	1.3%
歳 入 歳 出 差 引 額	5,740,820	5,777,047	△36,227	

イ 決算額

本会計の主たる財源は、後期高齢者医療保険料 603,291,485 円（歳入決算額の 57.4%）、繰入金 402,250,035 円（歳入決算額の 38.3%）、諸収入 39,149,724 円（歳入決算額の 3.7%）です。

本会計の主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 988,926,420 円で、全体の 94.7%を占めています。

ウ 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は予算現額 630,245,000 円で、調定額 603,866,608 円に対する収入済額は 603,291,485 円となっています。

また、徴収率は 99.9%で前年度と比較して 0.3 ポイント高くなり、収入未済額は 1,188,693 円減少しました。

なお、過去3か年の後期高齢者医療保険料の状況は、次表のとおりです。

最近3か年の後期高齢者医療保険料の状況

単位：円

年 度 区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
予 算 現 額	630,245,000	604,664,000	533,519,000
調 定 額	603,866,608	604,486,708	529,558,808
収 入 済 額	603,291,485	601,945,700	524,887,900
不 納 欠 損 額	450,508	1,227,700	716,800
収 入 未 済 額	124,615	1,313,308	3,954,108
徴 収 率	99.9%	99.6%	99.1%
年 度 末 の 被 保 険 者 数	5,166 人	4,920 人	4,786 人

エ 後期高齢者医療特別会計のまとめ

後期高齢者医療保険料の徴収については、前年度と比較して、徴収率は上がり、収入未済額は減少しました。収入未済額の縮減と徴収率の向上に向けて一層の努力をするとともに、滞納者の経済状況等を精査し、適切な滞納整理を実施してください。

(5) 卯塚墓園事業特別会計

ア 歳入歳出

本会計の歳入歳出予算現額は、それぞれ 147,201,000 円で、歳入決算額 146,913,452 円、歳出決算額 143,787,535 円であり、歳入歳出差引額は 3,125,917 円となっています。

なお、歳入歳出決算の状況を前年度と比較すると次表のとおりです。

卯塚墓園事業特別会計歳入歳出決算額の対前年度比較

単位：円

年 度 区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減額	増減率
予 算 現 額	147,201,000	175,012,000	△27,811,000	△15.9%
歳入決算額	146,913,452	174,699,468	△27,786,016	△15.9%
歳出決算額	143,787,535	154,968,664	△11,181,129	△7.2%
歳入歳出 差 引 額	3,125,917	19,730,804	△16,604,887	

イ 決算額

歳出決算額は 143,787,535 円で、前年度と比較して 11,181,129 円（△7.2%）の減少となっています。

主な事業費は、長期債元金償還金 71,197,735 円、卯塚墓園整備工事 1,711,050 円等となっています。

また、公債費は、77,270,946 円で前年度と比較して同額となっています。

なお、市債は、令和 3 年度は借入れをしておらず、令和 3 年度末の市債現在高は、1,051,576,751 円となり前年度末と比較して 71,197,735 円減少しています。

ウ 卯塚墓園事業特別会計のまとめ

令和3年度の墓所区画使用料の収入状況は、ほぼ当初予算額どおり収入することができました。

将来にわたって独立採算で会計が運営ができるよう（一般会計からの繰入金で不足を補うことがないよう）、使用者の掘り起こしを始めとした広報活動などの対策に一層の努力をしてください。

(6) 公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計

ア 歳入歳出

本会計の歳入歳出予算現額は、それぞれ1,155,881,000円で、歳入決算額1,208,557,590円、歳出決算額1,135,262,266円であり、歳入歳出差引額は73,295,324円となっています。

収入未済額は268,629,625円となっています。

なお、歳入歳出決算の状況を前年度と比較すると次表のとおりです。

公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算額の対前年度比較

単位：円

年度 区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
予算現額	1,155,881,000	1,079,274,000	76,607,000	7.1%
歳入決算額	1,208,557,590	772,330,726	436,226,864	56.5%
歳出決算額	1,135,262,266	815,972,366	319,289,900	39.1%
歳入歳出 差引額	73,295,324	△43,641,640	116,936,964	

イ 決算額

歳出決算額は 1,135,262,266 円で、前年度と比較して 319,289,900 円（39.1%）の増加となっています。

主な事業費は、1号公園整備工事 90,744,500 円、包括支援業務委託 52,250,000 円等となっています。

また、公債費は、601,049,137 円で前年度と比較して 133,993,546 円（28.7%）の増加となっています。

なお、市債は、令和 3 年度は借入れをしておらず、令和 3 年度末の市債現在高は 1,198,283,693 円となり、前年度末と比較して 598,798,536 円（△33.3%）減少しています。

ウ 公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計のまとめ

土地区画整理事業費と関連事業費を合わせた令和 3 年度までの執行実績は、現計画の 97.5%となっています。

令和 5 年度の事業完了まで残り 2 年となっており、残工事の計画的な執行に取り組むとともに事業完了に向けての精算事務など適正な執行に努めてください。

保留地処分金収入の全体計画額は 3,123,000 千円で令和 3 年度までの処分実績は、2,833,562 千円で令和 5 年度までに全て売払う計画となっています。

購入者ニーズの把握、市場調査など保留地売払促進に向けた対策の充実、強化を図り、計画期間内に完売できるよう一層の努力をしてください。

また、3 年続けて収入未済額が発生していることから、早めに販売契約を結び年度末までには収入できるよう事務手続の改善を図ってください。なお、保留地処分金の収入未済額 268,629,625 円については、令和 4 年 6 月 29 日に入金されていることを確認しています。

8 財産に関する調書

(1) 公有財産

ア 土地及び建物

土地及び建物の状況は、次表のとおりです。

単位：㎡

区 分	土 地（地 積）			建 物（延面積）		
	令 和 2 年 度 末 現 在 高	令 和 3 年 度 中 増 減 高	令 和 3 年 度 末 現 在 高	令 和 2 年 度 末 現 在 高	令 和 3 年 度 中 増 減 高	令 和 3 年 度 末 現 在 高
行政財産	1,299,420	6,557	1,305,977	161,047	△92	160,955
普通財産	25,016	2,776	27,792	3,431	98	3,529
合 計	1,324,436	9,333	1,333,769	164,478	6	164,484

土地の令和3年度末の現在高（地積）は、1,333,769㎡です。

行政財産において、前年度と比較して6,557㎡増加しています。内訳は、その他施設（区画整理事業に伴う公園・緑地）8,468㎡、庁舎245㎡、用悪水路59㎡合計8,772㎡の増加、青少年児童センター等1,215㎡、まちなか農園売却による田園バレー交流施設等1,000㎡合計2,215㎡の減少です。

普通財産においては、前年度と比較して2,776㎡増加しています。内訳は、宅地8,514㎡、集会所436㎡合計8,950㎡の増加と、その他（区画整理事業本換地による宅地への変更など）において6,174㎡の減少です。

建物の令和3年度末の現在高（延面積）は、164,484㎡です。

行政財産において、前年度と比較して92㎡減少しています。内訳は、庁舎618㎡、消防施設69㎡、その他施設7㎡合計694㎡の増加と、青少年児童センター等786㎡の減少です。

普通財産においては、前年度と比較して98㎡増加しています。内訳は、集会所306㎡の増加、その他において208㎡の減少です。

イ 有価証券及び出資による権利

有価証券については、増減はなく、令和 3 年度末の有価証券の現在高合計は 5,746,122,000 円です。

また、出資による権利については、増減はなく、同年度末の現在高は 7,703,000 円です。

(2) 物品

令和 3 年度末現在の取得価格 50 万円以上の物品は 448 点で、ディスプレイ等 16 点の増加及びプリンター等 9 点の減少です。

9 基金の運用状況

令和3年度末の基金現在高は、預金及び有価証券が6,998,823,282円、土地が5,642㎡で、前年度と比較して預金及び有価証券は523,572,715円増加し、土地は14㎡増加しています。

令和3年度中に取り崩した基金の用途については、財政調整基金は財源不足に充当する財源として、都市緑化基金は緑道維持管理事業及びせせらぎの径修繕事業の財源として、土地開発基金は公共用地先行所得の財源として、それぞれ一般会計及び各特別会計に繰入れました。

基金の運用状況は、次表のとおりです。

令和 3 年度基金の運用状況

単位：円

基金名		令和 2 年度末 現在高	令和 3 年 度 中 積立額 及び 取崩額		令和 3 年度末 現在高
財政調整基金		1,958,019,413	積立額	188,877,020	1,681,066,433
			取崩額	465,830,000	
都市計画施設建設基金		170,121,859	積立額	93,490	170,215,349
			取崩額	0	
減債基金		4,195,418	積立額	2,306	4,197,724
			取崩額	0	
都市緑化基金		955,788,872	積立額	525,251	945,409,159
			取崩額	10,904,964	
安心安全対策基金		208,830,716	積立額	114,762	208,945,478
			取崩額	0	
公共施設等整備基金		1,390,412,878	積立額	334,925,096	1,725,337,974
			取崩額	0	
公共施設等管理基金		373,605,284	積立額	378,674,314	752,279,598
			取崩額	0	
国民健康保険基金		113,680,665	積立額	62,473	113,743,138
			取崩額	0	
土地開発基金	預金等	470,254,713	積立額	258,427	469,634,091
	土地		取崩額	879,049	
		5,629 m ²	増減	14 m ²	5,642 m ²
卯塚墓園事業基金		41,140,695	積立額	47,478,609	88,619,304
			取崩額	0	
介護給付費準備基金		395,097,039	積立額	50,143,124	445,240,163
			取崩額	0	
公共下水道事業基金		394,103,015	積立額	31,856	394,134,871
			取崩額	0	
合計	預金・有価証券	6,475,250,567	積立額	1,001,186,728	6,998,823,282
			取崩額	477,614,013	
	土地	5,629 m ²	増減	14 m ²	5,642 m ²

む す び

今回の決算審査を実施した結果、各項目についての意見などについては以下のとおりです。

1 全会計の決算規模について

歳入総額 32,592,139,998 円、歳出総額 30,996,319,041 円となり、前年度に比べ歳入で 4,027,422,383 円 (△11.0%)、歳出で 4,877,945,117 円 (△13.6%) といずれも減少となっています。

2 一般会計について

形式収支及び実質収支が黒字となっており、必要な財源の確保と効率的な財政運営に努められた結果であると認められます。

(1) 歳入について

歳入の根幹をなす市税は前年度に比べ 146,026,230 円 (△1.2%) 減少し、徴収率は 99.3% で、0.2 ポイント高くなっています。収入未済額は、前年度に比べ減少しており、76,701,613 円発生しています。

また、市税以外の収入未済額のうち主なものは、民生雑入、弁償金となっています。

令和 2 年 3 月に制定された債権管理条例に基づき、収入未済額の縮減と徴収率の向上に向けて、滞納者への対応、徴収方法などについて努力されていますが、引き続き滞納者の経済状況等を精査し、適切な滞納整理を実施してください。

(2) 歳出について

予算現額に対する予算執行率は 89.6% で前年度に比べ 5.5 ポイント低くなっています。

(3) 不用額について

1,176,303,603 円発生しており、前年度に比べ 205,148,808 円増加しています。

予算計上に当たっては、しっかりと見積りを行うとともに、予算執行において所期の目的を達成した事業については、極力減額補正を行い、不用額の減少と財源の有効活用に努めてください。

3 特別会計について

今後とも設置の趣旨に沿った効果的かつ効率的な運営を図り、長期的な事業計画のもとに財源確保を図り、健全財政を維持してください。

特に、卯塚墓園事業特別会計の墓所区画使用料、公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計の保留地処分金は、会計の根幹をなす収入であることから、引き続き、売払促進に向けて対策の充実、強化に一層の努力をしてください。

また、各会計の収入未済額は、国民健康保険税は前年度に比べ増加し、介護保険料、後期高齢者医療保険料は前年度に比べ減少しています。

保険料、使用料などについては、引き続き関係各課一体となって収入未済額の縮減と徴収率向上に向けて一層の努力をするとともに、滞納者の経済状況等を精査し、適切な滞納整理を実施してください。

4 普通会計における各財政指標について

財政力指数（単年度）は 0.99、経常収支比率は 91.7%となっていますが、財政構造の弾力性及び健全性は維持されているものと認められます。

5 市債の状況について

一般会計では令和 3 年度末の一般会計市債現在高は、9,184,102 千円で前年度末と比較して 218,010 千円（△2.3%）減少しています。市民 1 人当たりの市債現在高は 152 千円（令和 4 年 1 月 1 日の人口（住民基本台帳年報数値）60,517 人で算定）です。前年度比較し、人口は 334 人増加し、1 人当たりの市債現在高は 4 千円の減額となっています。

特別会計において、市債現在高は 669,995 千円減少し、一般会計および特別会計の合計市債現在高は、11,433,963 千円となっています。

6 基金の運用及び管理について

低金利の状況にあつて債権及び預金を併用して運用しており、今後とも安

全で確実かつ有利な運用に努めてください。

7 行財政運営について

(1) 行政改革の取り組みについて

平成 31 年 4 月に改訂された長久手市行政改革指針（平成 31 年度～令和 10 年度の 10 か年計画）及び行政改革の重要課題事業（第 1 弾～第 3 弾）を定め事業の進捗を図っています。

令和 3 年度においては、Nーバスの運行見直しによる削減 1,583 千円、セーフティステーション防犯事業の見直しによる削減 4,895 千円、財産の有効活用による売却益 194,619 千円など、効果を上げることができた事業があります。

行政改革は、職員の意識改革による仕事の質の向上のほか、行政のスリム化、効率化に向けて最も重要な取り組みであり、今後も対象事業の検討を進めることで計画的かつ効果的な行政改革を行ってください。

(2) 予算流用について

年々、改善はされていますが、予算編成時に必要額を計上していれば流用を行わなくても済んだ事例や補正予算を計上して執行すべきだった事例などが見受けられました。

予算編成に当たっては、的確に見積りを行うとともに予算不足が生じた場合や年度途中で予算が必要となった場合などは、安易に流用措置を行うのではなく、原則として補正予算を計上して議会の議決を得た上で執行することを徹底してください。

(3) 各施設の維持修繕費全体計画の公表と修繕の実施について

これまで、毎年度各施設に必要な修繕費を措置するよう意見してきましたが、ほとんどの施設で必要額が予算措置されていません。

市は、予算編成において各課に調査を実施した上で緊急度を判断して必要額を計上していると説明していますが、結果として必要な予算が計上されていないため、実施すべき修繕ができていないので、予算編成方法の見直しをすべきと考えます。

修繕費は任意の経費ではなく、施設があれば必ず必要となる義務的経費であり、その財源を確保するためには、任意的経費の縮小、廃止、さらには基金の活用などあらゆる方法を検討して措置すべきであります。早急に短期修繕実施計画を策定、予算措置方法を改善し、各施設の修繕の促進を図ってください。

特に、市民の利用が高い施設は、市民にその実態を認識してもらい、今後の対応策を検討して頂くためにも、施設毎の必要な修繕費全体を把握し、公表した上で、市民としっかり話し合っただ対応策を決めることが重要なことと考えます。

(4) 年度途中のごみ袋の値上げ提案について

ア ごみ袋増額検討経費について

令和3年8月号の広報誌でごみ袋の大幅な増額案が公表されました。

市は、令和元年度から内部検討していたと説明していますが、これまで対外的には全く明らかにされていませんでした。また、令和3年度当初予算の議案や記者発表資料、市長の施政方針においても触れられていません。

全戸配布チラシの作成配布費は当初予算には計上されておらず、既決予算の流用により実施されたものです。このように特に市民に大きな影響のある事業については、予算計上、発表、議会の審議、議決の正式な手続きを経た上で実施すべきと考えます。

イ 積極的な情報公開、情報発信について

長久手市みんなで作るまち条例第16条では、市政運営の基本原則として公正かつ透明性の高い市政運営や計画の立案等の情報をわかりやすくかつ積極的に情報提供及び説明に努めるとされています。

また、第6次長久手市総合計画（2019～2028）の基本目標では、市民から信頼される市政の運営を掲げ積極的な情報公開や情報発信によって効果的かつ効率的な市政運営を目指すこととしています。

ごみ処理は市民にとって最も身近で影響も大きい行政施策であり、積極的に情報の公開や発信に努めなければならないところ、年度途中で突然全戸配布資料で公表されたことは、条例や総合計画に掲げた市政運営とはほ

ど遠い内容であると言わざるを得ません。

今後も、市民から信頼される市政運営を実現するため、条例や総合計画に基づいた市民への対応を求めます。

ウ ごみ処理手数料の徴収根拠と用途について

このごみ処理手数料は、平成 11 年度以前は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に位置付けされており、市町村は廃棄物の処分について、そのコストを負担すると言う意識が、廃棄物の減量化に資するものであることを踏まえ廃棄物の種類、特性、処理費用を考慮した適正な額を徴収することとしていました。しかし、平成 11 年の地方分権一括法により、この法の規定は削除され、現在は地方自治法第 227 条の手数料の規定を根拠として徴収することとなりました。

この地方自治法の規定では、各団体が特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができることになっています。

しかしながら、ごみ処理手数料は広く一般市民を対象に徴収しており、特定の者のためにする事務であるかどうかは議論が分かれるところだと思えます。

このため、市民全員に対するサービスの基本的な部分については手数料は徴収できないが、排出するごみの量は各家庭によって異なっており、この排出量に応じた手数料を徴収することは特定の者ためにする事務の要件を充足していると考えられ、法の規定に違反するものではないとされています。

しかしながら、ごみ処理は市町村固有の事務であり、市町村税を投入して行うことを基本として考えると税と手数料の二重取りの批判も当然出てきます。このため、特に、手数料の用途については透明化して、それを充当して実施する施策について市民の理解を得ることが大変重要と考えます。

こうしたことに対して、市は手数料の名称を当初から、「もえるごみ収集運搬処理手数料」としているのも、ごみ処理経費の基本経費としてのごみ収集及び運搬委託費の財源の一部に使用していると説明しています。

しかしながら、ごみ処理は市固有事務として市税で行うことが基本であり、手数料の考え方そのものが、本市が徴収し始めた頃とは相当変化して

いることを考えると、市税で実施すべき財源の不足分としての穴埋め財源とするのではなく、この手数料は何を行うために必要な財源として徴収するのか再検討すべき時期であると考えます。

また、ごみ処理経費において財源が不足する場合の財源確保として手数料の増額を考えるのではなく、市が実施している任意の事務を総点検し、ごみ処理の不足する財源に配分替えを行うことの検討も必要と考えます。

次に、市の令和3年度ごみ袋販売手数料とその財源を充当した事業については、手数料決算額 58,631 千円に対して、ごみ袋作成費など必要経費を差引いた実質手数料額は 29,041 千円となっており、大きな額が収入されています。

市は、この財源をごみ収集及び運搬処理委託費 63,530 千円の財源の一部に充当していると説明しています。

こうしたことから、今回を良い機会と捉え、ごみ袋販売の収入額とこれを財源として実施する事業をどのようにするのか、市民を含めて検討することが必要ではないかと考えます。

さらに、全国のごみ袋の有料化の実施状況調査によると、令和3年7月現在の全国市区町村の有料化実施率は約6割で全国全ての市区町村が有料化している訳ではありません。

こうしたことも、市がしっかりと調査し、市民に対して公表すべき内容と考えます。

エ ごみ処理手数料の増額に関する計画への記載について

市は、ごみ処理手数料の増額案は行政改革の一環として検討していたとしていますが、第6次長久手市総合計画の前期アクションプラン（令和3年度版）や令和3年3月に策定された第4次長久手市環境基本計画（令和3年度～令和12年度）には、ごみ処理手数料に関する記載はなく、令和元年3月に策定されたごみの処理の基本計画の中間見直しでは、コストバランスを考慮しつつ収集費用やごみ処理手数料の適正化に努めるとの記載があるのみです。

市のごみ処理に関係する3つの計画には、ごみ処理手数料の増額の検討に関する記載はありません。

オ 条例、総合計画に定める市政運営の徹底について

今回のごみ処理手数料の増額案は、近年の他市町の事例などを参考としたと思われますが、尾張東部衛生組合の処理能力及び組合構成市の現状、本市のごみ処理量の現状と削減目標など、全般の内容について十分に検討し、協議された内容にはなっていないように思われます。

今回のごみ袋の値上げ以外においても、近年、施設使用料の改定やNーバス料金の見直し、古民家の移築など、市の検討が不十分なことで再検討することとなった事例が多く発生しています。

再検討を行うには、人件費を含め、更なる経費の支出が発生します。

市は、財政状況が厳しく施策に振り向ける財源が少ないと言っておきながら、こうした再検討のための無駄と考えられる経費の支出をどう説明して行くのかしっかりと考える必要があると思います。

今後の政策や施策の立案にあたっては、現在の検討体制の再構築を行うこと、さらには、市長始め職員一丸となって、みんなで作るまち条例や総合計画に掲げた公正かつ透明性の高い市政運営を徹底してください。

また、みんなで作るまち条例の市政運営の規定では、「進めます」、「努めます」の努力義務の規定となっており、罰則や強制力を伴うものになっていません。

条例や総合計画の趣旨を今後一層進めていくためには、条例の努力義務規定を「進めなければならない」、「努めなければならない」の義務規定に改正し、違反した場合の罰則を定める検討も必要ではないかと思えます。

こうしたこともしっかり検討し、適正な対応をとってください。

カ 調査費、検討費の予算計上と予算発表について

市民生活に大きな影響のある事業の予算執行が流用という市の内部の判断で実施されています。市が考えていること、検討していることは、調査費、検討費として、金額の多寡に関係なく全てを予算に計上、議案書に記載し、予算発表時の資料に載せるなど、市民に分かりやすく丁寧に説明すべきであり、議会の審議、議決を経ることが必要と考えます。

特に、当初予算は、その年に市が行なおうとする仕事が全部載っている計画書であり、市民に対して市が何を考え、何を行なおうとしているのか

その内容を議案書や発表資料に分かりやすく記載して伝える義務があると考えます。

こうした、積極的な情報提供、説明についても条例や総合計画の市政運営の基本となっていることであり、早期に改善してください。

8 人事管理について

(1) 職員定数の適正化について

職員の事務量は人口増加、福祉や子育て事務など基礎的自治体の事務の増加、行政ニーズの増加などに伴い年々増加していますが、これに見合う職員数の適正な配置とはなっていないように感じます。年々、増員は行っていますが、こうしたことを十分考慮し、今後とも定員の適正化にしっかりと取り組むよう努めてください。

また、令和2年度から導入された会計年度任用職員の職員数は、正規職員数換算で398人が配置されており恒常的な業務や本来正規職員が対応すべき業務に配置されています。

令和3年度正規職員（保育園、一般）は437人であることを考えると会計年度任用職員数は非常に多く、会計年度任用職員の比率を減らし、正規職員数を増員する長期的な改善方策の検討が必要であると考えます。

(2) 職員の時間外勤務について

年々改善されてきていますが、職員の健康管理上の問題も懸念されるので、今後も引き続き削減に努めてください。

(3) 病休者対策について

令和3年度も病休者が発生しました。一度発病すると病休者分のみではなく、現有職員の事務量についても相当大きな影響が生じます。病休者が担当していた事務の執行に支障が起きないように早期に代替職員を確保するなど万全な対策をとってください。

また、予防対策として、職員に対するメンタルヘルス対策を始め各種の健康対策の充実強化に取り組んでください。

(4) 職員研修の充実強化について

市や職員を取り巻く環境は、行政サービス需要の増加、複雑化、多様化する地域課題への対応など、行政サービスの量も質も日々大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策、テレワークの推進及びデジタル化の急速な進展など、今までにない新たな課題にも迅速、的確な対応が求められています。

こうした点から、職員の人材育成にもっと力を入れるべきと考えます。

市の経営面からみれば職員の人材育成は将来への投資であり、財政状況に影響されることなく、長期的な視野に立って考えるべきことで、職員の研修内容の見直しも必要と考えます。

特に、重要と考えられる政策立案能力向上に関する研修は、研修参加人員枠や予算額を大幅に増加させるとともに、研修に参加する職員の担当事務に支障が出ないように代替職員の確保対策も行ってください。また、事業課における職員の実務研修についても実情をしっかりと把握し、予算措置や代替職員の確保など積極的に研修に参加できる環境整備に努めてください。

下水道事業会計

目次

第1 審査の対象	5 5
第2 審査日	5 5
第3 審査の方法	5 5
第4 審査の結果	5 5
第5 決算の概要	5 6
1 業務の実績	5 6
2 予算額に対する決算額の状況	5 8
3 経営状況	6 0
4 財政状況	6 4
むすび	6 7

注記

- 1 各数値及び比率は、表示桁数未満を四捨五入しています。
- 2 端数処理の関係上、内訳の計と合計が一致しない場合があります。
- 3 表中の比較等の用法は、次のとおりです。
 - (1) 「0.0」は、該当数値はあるが、単位未満のものです。
 - (2) 「-」は、算出不能なものまたは該当数値のないものです。
 - (3) 「△」は負数です。
 - (4) 「皆増」は、前年度に該当数値がなく、全額増加したものです。
 - (5) 「皆減」は、当年度に該当数値がなく、全額減少したものです。
 - (6) 「ポイント」は、増減率%の差です。
- 4 県平均は、「市町村の公営企業のあらまし」による名古屋市を除く市町村等の令和2年度の指標を用いています。

令和3年度長久手市下水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

令和3年度長久手市下水道事業会計決算

第2 審査日

令和4年6月17日

第3 審査の方法

市長から審査に付された令和3年度長久手市下水道事業会計決算書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書について、関係諸帳票及び関係書類との照合・検査並びに関係職員からの説明聴取、質疑を行い、決算の計数は諸書類と符合し、経営成績及び財政状態を正確に表示しているか、事業の経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか、加えて、予算執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているかを主眼として慎重に実施しました。なお、令和3年度実施した例月出納検査及び定期監査の結果も参考にしました。

第4 審査の結果

審査に付された令和3年度長久手市下水道事業会計決算書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書については、いずれも地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、その計数は諸書類と符合し、経営成績及び財政状態を正確に表示しているものと認めました。

また、事業の経営は、地方公営企業の財務規定等を適用する中で一般会計からの多額な繰入金があつて運営ができる厳しい状況の中で、ある程度は経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されており、予算の執行も概

ね適正に執行、運営がなされていると認めました。

決算の概要と意見については、次に述べるとおりです。

第5 決算の概要

1 業務の実績

公共下水道事業及び農村集落家庭排水事業を合わせた供用開始区域内人口は57,993人で、前年度と比較し345人増加しています。人口（行政区域内人口60,352人）に対する普及率は96.1%で、前年度と比較し0.1%の増加となっています。

総処理水量は5,603,319^mで、前年度と比較し22,290^mの減少となっています。有収水量は5,747,579^mとなっています。

業務状況（公共下水道事業及び農村集落家庭排水事業）

項目等		令和3年度	令和2年度	増減	増減率 (%)
行政区域内人口（人）	A	60,352	60,035	317	0.5
供用開始区域内人口 （人）	B	57,993	57,648	345	0.6
普及率（%）	B/A	96.1	96.0	0.1 ポイント	—
水洗化人口（人）	C	54,169	53,566	603	1.1
水洗化率（%）	C/B	93.4	92.9	0.5 ポイント	—
総処理水量（ ^m ）	D	5,603,319	5,625,609	△22,290	△0.4
有収水量（ ^m ）	E	5,747,579	5,676,921	70,658	1.2
有収率（%）	E/D	102.6%	100.9%	1.7 ポイント	—

下水道管延長

(m)

項目等	令和3年度末	令和2年度末	増減
汚水管渠	230,199	229,478	721

処理場

・長久手浄化センター

区分		令和3年度末	令和2年度末	増減	増減率 (%)
処理能力	m ³ /日	22,800	22,800	0	—
年間処理水量	m ³	4,188,949	4,243,908	△54,959	△1.3
年間汚泥処分量	t	3,860	4,046	△186	△4.6

・南部浄化センター

区分		令和3年度末	令和2年度末	増減	増減率 (%)
処理能力	m ³ /日	5,600	5,600	0	—
年間処理水量	m ³	985,662	960,356	25,306	2.6
年間汚泥処分量	t	893	887	6	0.7

・熊張苑

区分		令和3年度末	令和2年度末	増減	増減率 (%)
処理能力	m ³ /日	796	796	0	—
年間処理水量	m ³	203,670	204,728	△1,058	△0.5

・前熊苑

区分		令和3年度末	令和2年度末	増減	増減率 (%)
処理能力	m ³ /日	871	871	0	—
年間処理水量	m ³	225,038	216,616	8,422	3.9
年間汚泥処分量	t	227	275	△48	△17.5

2 予算額に対する決算額の状況

(1) 収益的収入及び支出

収益的収入は、予算現額1,718,785,000円に対し、決算額は1,513,028,699円で、収入率は88.0%となっています。

収益的支出は、予算現額1,494,823,000円に対し、決算額は1,508,160,516円、不用額は△13,337,516円で、執行率は100.9%となっています。

収益的収入

単位：税込、円、%

区分	予算現額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	※ 収入率
営業収益	1,291,326,000	1,252,112,292	△39,213,708	97.0
営業外収益	227,459,000	260,916,407	33,457,407	114.7
基金繰入金	200,000,000	0	△200,000,000	0.0
計	1,718,785,000	1,513,028,699	△205,756,301	88.0

※ 収入率＝決算額/予算現額

収益的支出

単位：税込、円、%

区分	予算現額	決算額	不用額	※ 執行率
営業費用	1,375,211,000	1,397,035,607	△21,824,607	101.6
営業外費用	115,612,000	111,124,909	4,487,091	96.1
予備費	4,000,000	0	4,000,000	0.0
計	1,494,823,000	1,508,160,516	△13,337,516	100.9

※ 執行率＝決算額/予算現額

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入は、予算現額116,403,000円に対し、決算額は174,579,500円で、収入率は150.0%となっています。

資本的支出は、予算現額796,382,000円に対し、決算額は740,895,216円、翌年繰越額は7,920,000円、不用額は47,566,784円で、執行率は93.0%となっています。

資本的収入

単位：税込、円、%

区分	予算現額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	※ 収入率
企業債	57,500,000	43,700,000	△13,800,000	76.0
国庫補助金	37,540,000	30,500,000	△7,040,000	81.2
負担金等	11,363,000	32,488,200	21,125,200	285.9
他会計負担金	10,000,000	67,891,300	57,891,300	678.9
計	116,403,000	174,579,500	58,176,500	150.0

※ 収入率＝決算額/予算現額

資本的支出

単位：税込、円、%

区分	予算現額	決算額	翌年度 繰越額	不用額	※ 執行率
建設改良費	241,571,644	186,085,863	7,920,000	47,565,781	77.0
固定資産購入 費	1,556,500	1,556,500	0	0	100.0
企業債償還金	553,222,000	553,220,997	0	1,003	100.0
積立金	31,856	31,856	0	0	100.0
計	796,382,000	740,895,216	7,920,000	47,566,784	93.0

※ 執行率＝決算額/予算現額

3 経営状況

(1) 損益の状況

総収益は1,442,586,988円、総費用は1,443,219,611円となっています。
結果、当年度純損失は632,623円となっています。

(2) 収益の状況

総収益1,442,586,988円の内訳は、営業収益1,181,658,688円、営業外収益260,928,300円となっています。総収益に占める営業収益の割合は81.9%、営業外収益の割合は18.1%となっています。

(3) 費用の状況

総費用1,443,219,611円の内訳は、営業費用1,344,903,436円、営業外費用98,316,175円となっています。

(4) 収益率の状況

収益率は、総収支比率（総費用に対する総収益の割合）が100.0%、経常収支比率（経常費用に対する経常収益の割合）が100.0%、営業収支比率（営業費用に対する営業収益の割合）87.9%となっています。

単位：税抜、円

区分	令和3年度	令和2年度	増減
総収益	1,442,586,988	1,425,138,357	17,448,631
営業収益	1,181,658,688	1,185,958,540	△4,299,852
営業外収益	260,928,300	239,179,817	21,748,483
総費用	1,443,219,611	1,355,067,169	88,152,442
営業費用	1,344,903,436	1,241,818,524	103,084,912
営業外費用	98,316,175	113,248,645	△14,932,470
純利益	0	70,071,188	△70,071,188
純損失	632,623	0	632,623
総収支比率	100.0%	105.2%	△5.2ポイント
経常収支比率	100.0%	105.2%	△5.2ポイント
営業収支比率	87.9%	95.5%	△7.6ポイント

(5) 未収金の状況

単位：円

区分	令和4年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	増減
調定額	808,287,365	966,437,759	△158,150,394
収入済額	726,318,487	879,225,170	△152,906,683
不納欠損額	169,335	299,944	△130,609
未収金	81,799,543	86,912,645	△5,113,102

※ 未収金額については、納付期限を迎えていない使用料などを含む。

(6) 施設の利用状況

単位：%

区分	令和3年度	令和2年度	県平均	算式
施設利用率	51.0	53.4	57.4	$\frac{\text{平均処理水量}}{\text{処理能力}} \times 100$

(7) 使用料単価及び汚水処理原価

有収水量1m³当たりの使用料単価は122.4円で、前年度と比較して0.7円増加しています。有収水量1m³当たりの汚水処理原価は150.2円で、前年度と比較して0.1円増加しています。

使用料単価から汚水処理原価を差し引くと、有収水量1m³当たり27.8円の原価割れとなっています。

また、建設費を入れた汚水処理原価は237.9円で、使用料単価から建設費を入れた汚水処理原価を差し引くと、有収水量1m³当たり115.5円の大幅な原価割れとなっています。

使用料単価及び汚水処理原価

単位：円／m³

区分		令和 3年度	令和 2年度	県平均	算式
使用料単価	A	122.4	121.7	112.2	使用料収益／有収水量
汚水処理原価	B	150.2	150.1	147.3	汚水処理費／有収水量
汚水処理原価 (建設費含む)	C	237.9	197.3	—	※
差引	D (A-B)	△27.9	△28.4	△35.1	使用料単価－汚水処理原価
	E (A-C)	△115.5	△75.6	—	使用料単価－汚水処理原価 (建設費含む)
経費回収率 (%)	A/B	81.5	81.1	76.2	使用料単価／汚水処理原価
	A/C	51.4	61.7	—	使用料単価／汚水処理原価 (建設費含む)

※汚水処理原価（建設費含む）は、汚水資本費として、減価償却費から補助金等相当額を収益化して計上できる長期前受金戻入の額を控除した額を汚水処理費に加えて算定

(8) セグメント情報

長久手市下水道事業は、公共下水道事業、農村集落家庭排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業、農村集落家庭排水事業の2つを報告セグメントとしています。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりです。

ア 報告セグメントの概要

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	長久手処理区及び長久手南部処理区における汚水処理事業 計画人口 58,220人
農村集落家庭排水事業	熊張地区、前熊地区及び岩作東地区における汚水処理事業 計画人口 4,370人

イ 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

単位：税抜、千円

	公共下水道 事業	農村集落家庭 排水事業	合計
営業収益	1,096,237	85,421	1,181,658
営業費用	1,222,830	122,073	1,344,903
営業損益	△126,593	△36,652	△163,245
経常損益	32	△655	△633
セグメント資産	24,575,767	1,838,752	26,414,519
セグメント負債	12,142,744	1,048,097	13,190,841
その他の項目			
他会計繰入金（一般会計繰入金）	502,000	43,000	545,000
減価償却費	687,628	76,640	764,268
特別利益	0	0	0
特別損失及び予備費	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	166,418	6,727	173,145

4 財政状況

(1) 資産

固定資産は、26,163,749,141円で、前年度と比較し590,913,838円（△2.2%）の減少となっています。

流動資産は、250,769,994円で、前年度と比較し578,202,469円（△69.7%）の減少となっています。

単位：税抜、円、%

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
固定資産	26,163,749,141	26,754,662,979	△590,913,838	△2.2
流動資産	250,769,994	828,972,463	△578,202,469	△69.7
資産合計	26,414,519,135	27,583,635,442	△1,169,116,307	△4.2

(2) 負債及び資本

ア 負債は13,190,840,720円で、前年度と比較し1,168,483,684円（△8.1%）の減少となっています。

その内訳は、固定負債4,164,620,123円、流動負債683,055,559円、繰延収益8,343,165,038円です。

イ 資本は13,223,678,415円で、前年度と比較し632,623円（△0.0%）の減少となっています。

その内訳は、資本金12,830,208,023円、剰余金393,470,392円です。

単位：税抜、円、%

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
負債	13,190,840,720	14,359,324,404	△1,168,483,684	△8.1
固定負債	4,164,620,123	4,639,402,292	△474,782,169	△10.2
流動負債	683,055,559	1,238,613,549	△555,557,990	△44.9
繰延収益	8,343,165,038	8,481,308,563	△138,143,525	△1.6
資本	13,223,678,415	13,224,311,038	△632,623	△0.0
資本金	12,830,208,023	12,665,392,304	164,815,719	1.3
剰余金	393,470,392	558,918,734	△165,448,342	△29.6
計	26,414,519,135	27,583,635,442	△1,169,116,307	△4.2

(3) 財務比率

自己資本構成比率は81.6%となっています。この自己資本構成比率は、総資本に占める自己資本の割合を示すもので、その比率が高いほど経営の安全性が高いとされています。前年度と比較すると2.9ポイント上回っています。

固定資産対長期資本比率は、101.7%となっています。この固定資産対長期資本比率は、資本に対する固定資産の割合を示すもので、100%以下で、かつ低いことが望ましいとされています。前年度と比較すると0.1ポイント上回っています。

流動比率は、36.7%となっています。この流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合を示すもので、理想比率は200%以上とされています。前年度と比較すると30.2ポイント下回っています。

一方で、固定資産として、議会の議決を得て取り崩すことができる公共下水道事業基金を394,134,871円保有しており、これを加えて算定すれば94.4%となります。

単位：%

区分	令和 3年度	令和 2年度	県平均	算式
自己資本構成比率	81.6	78.7	65.2	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$
固定資産対 長期資本比率	101.7	101.6	100.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{固定負債}} \times 100$
流動比率	36.7	66.9	76.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

※ 自己資本＝資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益

(4) 資金状況

資金期末残高は、172,331,152円で、資金期首残高723,777,733円から551,446,581円の減少となっています。

業務活動によるキャッシュ・フローは、現金支出が伴わない減価償却費等を加え、現金収入が伴わない長期前受金戻入額等を減じた結果、12,550,589円の資金の増加となっています。

投資活動によるキャッシュ・フローは、国庫補助金等による収入を加え、固定資産の取得による支出等を減じた結果、542,207,210円の資金の減少となっています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良等の財源に充てるための企業債による収入を加え、企業債償還による資金を減じた結果、332,064,874円の資金の減少となっています。

キャッシュ・フロー

単位：税抜、円

項目	令和3年度	令和2年度	増減
業務活動による キャッシュ・フロー	543,925,743	531,375,154	12,550,589
投資活動による キャッシュ・フロー	△585,851,327	△43,644,117	△542,207,210
財務活動による キャッシュ・フロー	△509,520,997	△177,456,123	△332,064,874
資金増加額(または減少額) (資金期末残高－資金期首残高)	△551,446,581	310,274,914	△861,721,495
資金期首残高	723,777,733	413,502,819	310,274,914
資金期末残高	172,331,152	723,777,733	△551,446,581

む す び

今回の決算審査を実施した結果、各項目についての意見などについては、以下のとおりです。

令和3年度、4年度の2か年で下水道料金の改定の検討も含めた今後の下水道事業について、下水道事業検討委員会を立ち上げて検討が始まったことは、今後の経営の改善を図る上で一步前進となりましたが、これまでの監査委員意見に対して料金改訂の検討以外はしっかりと対応がされたとは言えない状況にあります。

本年度の意見もこれまでのものと同様の内容ですが、経営面を考慮すれば大変重要なことであることから早期にしっかりと対応するよう強く指摘します。

1 業務の実績について

公共下水道事業及び農村集落家庭排水事業を合わせた供用開始区域内人口は57,993人で、人口（行政区域内人口60,352人）に対する普及率は96.1%になりました。

2 経営状況について

(1) 総収支について

総収益から総費用を差し引いた総収支では、純損失が633千円となっています。

昨年度の純利益から若干の純損失とはなりましたが、依然、下水道使用料の不足分を補てんするため一般会計負担金477,109千円及び補助金等相当額を収益化して計上できる長期前受金戻入の額260,497千円、合計額737,606千円を計上したことによるもので、引き続き不断の経営努力が必要です。

(2) 経営活動指標について

経営活動の成果を示す指標で全ての収支のバランスの指標の総収支比率は100%、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標の経常収支比率は100%です。

しかしながら、営業収益1,181,659千円のうち477,109千円は一般会計負担金であり、下水道使用料収入のみでは処理場などの費用の半分程度しか賄えない大変厳しい状況となっています。一般会計からの多額な負担金の

交付を受けたことで、計数上は若干の純損失となっておりますが、内容的には相当厳しい経営状況となっております。

一方で、汚水処理原価と下水道使用料単価の関係では、1^mの汚水量を処理するために建設費まで含めた汚水処理原価は237.9円で、汚水処理費のみの汚水処理原価は150.2円、これに比べ下水道使用料から算出した1^m当たりの使用料単価は122.4円です。

下水道使用料単価で汚水処理原価を賄えない状態、原価割れしていることが経営状況を悪化させている原因です。この状況は、効果的な対策を実施しない限り今後も続く見通しです。

3 建設改良事業について

下水道汚水管渠の総延長は、230,199mになりました。

4 当面の収支改善等についての意見について

(1) 一般会計繰入金の執行と充当先変更について

一般会計繰入金は、当初予算では収益的収入に他会計負担金として535,000千円が計上されていますが、決算では477,109千円となっており予算額に比べ57,891千円が減額されています。また、資本的収入にも他会計負担金として10,000千円が計上されていますが、決算では67,891千円となっており予算額に比べ57,891千円が増額されています。

収益的収入、資本的収入の合計額は、当初予算額、決算額共に545,000千円で同額となっています。

収益的収入では、他会計負担金予算額の約1割にあたる57,891千円を減額している一方、収益的支出では、当初予算額に比べ13,338千円が増額となっており、当初予算額と比較して大きく増減した科目はありません。

また、一般会計繰入金は、一般会計から義務的に負担しなければならない他会計負担金としているにも関わらず、年度途中で全体の1割も増減することは、当初予算の編成及び執行に大きな問題があると考えます。

この指摘に対して、市は地方公営企業法では支出の流用についての規定はあるが、収入については規定がないため適正な執行であるとの回答でしたが、下水事業会計に対する多額の一般会計繰入金は全額市税を財源としていることを考慮すれば、当初予算で議決された内容を安易に変更することなく、補正予算を議会に提出し、議決を得てください。

(2) 一般会計繰入金の企業会計上の科目について

収益的収入の他会計負担金決算額 477,109 千円の用途は減価償却費に 472,081 千円、企業債利息に 2,821 千円、職員給料費等に 2,207 千円を充当しています。本来、会計間の負担金については、対象経費を定めその負担割合が定められた義務的経費について支出されるものです。

負担金が充当された支出科目は、義務的な経費ではなく単に会計内の資金不足に充当した内容となっており、収入に計上した負担金は適正な科目とは言えず、借入金又は補助金に変更すべきと考えます。

(3) 一般会計繰入金の財源である都市計画税について

一般会計繰入金 545,000 千円の財源として都市計画税 502,000 千円が充当されており、その内訳は、収益的収入の他会計負担金 447,109 千円に 434,109 千円が充当され、また、資本的収入の他会計負担金 67,891 千円に 67,891 千円が充当されています。

都市計画税で定められた用途は資金借入金市債の償還金であり、資本的収入に充当されている 67,891 千円は適正な支出であるが、収益的支出に充当されている 434,109 千円は減価償却費等の不足財源に充当されており、不適正な支出であり改善を求めます。

(4) 短期の収支改善計画の作成と実行について

処理場で出た鉄くずの売却や薬品の選定見直しなど経費節減に取り組んでいるとのことですが、具体的な計画書、実績報告書として提出できる資料は何もないとのことです。

経済的な運営のためには、経費の節減や効率的な執行及び営業外収益の検討を行うことが必要です。委託料の積算内容の再検討、動力費、消耗品の節減の検討、活用可能な財産の洗い出し、売却、貸付の検討などの内部努力は経営の基本です。

現在、使用料増額の改定を検討していますが、少しでも増額を圧縮するための経営改善を行うことは、特に重要なことであり、短期の収支改善計画を早期に作成し毎年度の経営改善にしっかり取り組んでください。

(5) 下水道事業検討委員会の検討内容について

令和 3 年度に開催された委員会では、下水道の未整備区域の今後の整備方針と下水道使用料について議論されていますが、全市民に影響する重要な事案にも関わらず、会議の開催状況が市のホームページに掲載されているのみで、積極的な情報公開はされていません。まずは、委員会で意見集約を行う前に、議会を始め市民に対して積極的な情報提供と意見聴取を行

い、その内容を委員会での議論に反映させるよう最大限の努力を行ってください。

ア 市街化調整区域内の下水道事業未整備区域の整備方針について

平成 15 年に長久手町公共下水道事業計画を変更して市街化調整区域の一部を下水道計画区域に位置付けました。その際にどのような議論があったかは不明ですが、下水道の整備区域となる住民の方々には、しっかりとした説明をした上で計画を決定したものと思われま

す。市は、未整備地域の今後の整備には多額な財政負担が生じることや、整備期間が長期間にわたることを理由として計画の見直しを行おうとしていますが、この問題は、組織の合理化、事務の効率化、経費節約などを目的とする行政改革ではなく、当初の整備計画の見通しや事業の進捗管理といった行政経営の問題です。

計画策定から 20 年が経過していることから、未整備地域の今後の整備については、まずは、その区域内の住民の方々の意向を十分に反映した整備方針を早急に定めることが最も重要なことと考えます。

イ 下水道使用料の改定の検討について

地方公営企業は独立採算を原則としていることから、処理に係る経費を使用料で全て回収することが基本原則です。

さらに、近年、施設更新需要が新設当時と比較して増大することが見込まれる場合、実体資本を維持し、サービスを継続して行くために必要となる費用を資産維持費として、使用料の対象経費に加算することも認められています。

令和 3 年度決算における資産維持費を含まない汚水処理経費から算出される汚水処理原価（建設費含む）は 237.9 円／ m^3 です。この汚水処理経費を回収するには、現在の使用料単価（122.4 円／ m^3 ）を約 1.9 倍に改定する必要があり、現状では、その財源不足分を一般会計からの繰入金で補っています。

このような財源不足が生じた原因は、下水道関係施設の供用開始から消費税を除き 20 年以上一回も料金改定せず放置して来た市の責任は誠に重いものがあると考えます。使用料をいきなり約 1.9 倍にするには余りに影響が大き過ぎるため、使用料改定の検討にあたっては、段階的に料金を改定する方式や一般会計からの繰入基準の明確化など、様々な方策を検討する必要があると考えます。

さらに、下水道整備計画が達成された時点での処理水量（有収水量）、汚水処理費から、最終的な汚水処理原価、使用料単価の見込みを算出し、これらも含めた検討材料として提示する必要があると考えます。

こうした様々な検討材料を議会を始め市民に積極的に情報開示し、説明を行い、議論していただいた上で使用料改定を行うよう要望します。